

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：二宮町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	157.2%
全職員	81.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.7%
本庁課長相当職	98.2%
本庁課長補佐相当職	101.6%
本庁係長相当職	98.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	81.1%
26～30年	96.7%
21～25年	86.4%
16～20年	80.6%
11～15年	91.6%
6～10年	79.8%
1～5年	72.4%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

- ・諸手当（扶養手当や住居手当）については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多い傾向にある。
- ・任期の定めのない常勤以外の職員については、女性割合が多い理由としては、会計年度任用職員（保育士）の割合が多いことによるものである。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- ・若手職員については、初任給の基準は同じであるため、差異については学歴によるものである。
- ・部分休業の取得者に占める女性の割合については、勤続年数に関わらず多い傾向にある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。